

新判定基準（案）に係る基本的考え方と主な論点

一．総論

1．基本的考え方

- どの区分に該当するかを明確化するため、原則として、児童の「できないこと」や「支援を必要とすること」を基準表に記載している。
- 3歳未満児については、配置基準が手厚くなっていることから、欄外の※1において、「年齢による配置区分を踏まえた基準とすること」と記載している。
- 複数項目に該当する場合は、欄外の※2において、「最も手厚い区分とすることを基本としつつ、さらに配慮すべき場合について検討すること」と記載している。

2．主な論点

- いわゆる重度心身障がい児など、重い障がい重複する児童について、保育所等での保育が困難な児童である「区分5」に該当することとすべきか。

二．各論

1．知的障がい・発達障がい関係

①基本的考え方

- 療育手帳だけでなく、「集団への参加状況」、「全体指示への理解と必要な配慮」、「制止が必要な行動」を判断要素とし、必要な支援の程度を決定する案としている。
- 前回会議の資料に記載していた「制止が必要な行動」の要素のうち、「強いこだわり、パニック等の不安定な行動」については、他の判断要素に該当しない限りにおいては「制止が必要」とまではいえず、他の判断要素に該当した場合に初めて、その判断要素により判定すれば足りるものと考えられることから、削除した。

② 主な論点

- 理解しやすい表記となっているか。

2. 身体障がい関係

① 基本的考え方

- 身体障がい者手帳の等級を基本としつつ、手帳がない場合や、手帳だけでは判断できない場合は、児童の状況により必要な支援の程度を決定する案としている。
- 「聴覚」について、「補聴器又は人工内耳を装用しており、言語による全体指示の一部が理解できず、個別指示や視覚的援助が一部必要」な児童については、新たに、区分1とする案としている。
- 「音声・言語・そしゃく機能」について、嚥下に配慮が必要な場面は、食事等の時間が中心であり、常時配慮が必要とまではいえないものと考えられることから、区分3までとする案としている。
- 「内部障がい・難病等」について、よりわかりやすくするため、「運動制限の程度」を指標の1つとした。
また、運動制限がない場合であっても、必要な配慮の程度により、区分1、区分2、区分4とする案としている。

② 主な論点

- 理解しやすい表記となっているか。
- 「下肢・体幹」については、必要な支援の程度ではなく、児童の状況を記載する案としているが、仮に必要な支援の程度を追記した場合、それぞれ、
 - ・独歩可能であるが転倒しやすいため、一部介助が必要
 - ・ハイハイ又は伝い歩き可能であるが独歩不可であるため、半介助が必要
 - ・首がすわっているが、ハイハイ又は伝い歩き不可であるため、ほぼ全介助が必要
 - ・首がすわっていないため、全介助が必要といった表現になるが、どちらの表記とすべきか。